11　法第七十条の六の四第三項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第七十条の六の四第二項第六号に規定する当初認定起算日（当該当初認定起算日における同号の認定森林所有者等に係る包括承継人が当該当初認定起算日から起算して十年を経過する日までに死亡をした場合にあつては、当該認定森林所有者等の死亡の日。以下この項において同じ。）から起算して十年を経過する日において、特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が当該特定森林経営計画に係る基準面積（山林の経営の受託その他の方法により経営の規模の拡大を図るべき山林の面積として財務省令で定める面積をいう。次号及び第三号イにおいて同じ。）を下回つた場合又は当該区域内における作業路網の延長が山林の経営を一体として効率的に行うために必要とされる作業路網の延長として財務省令で定めるもの（次号及び第四号ハにおいて「基準延長」という。）を下回つた場合

二　認定起算日（当初認定起算日から起算して十年を経過する日後の日であつて、前号の包括承継人の包括承継人その他の者が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画に従つて山林の経営を開始すべき日として財務省令で定める日をいう。以下第四号までにおいて同じ。）から起算して十年を経過する日において、特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が当該特定森林経営計画に係る基準面積を下回つた場合又は当該区域内における作業路網の延長が基準延長を下回つた場合（認定起算日における山林（当該区域内に存する山林であつて作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が林業の収益性その他の事情を勘案して財務省令で定める面積以上である場合を除く。）

三　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。以下この号において同じ。）の面積が、次に掲げる時期（当初認定起算日（認定起算日における山林の面積が前号の財務省令で定める面積未満である場合にあつては、当初認定起算日又は認定起算日）から起算して十年を経過する日後のものに限る。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ次に掲げる時期の区分に応じそれぞれ次に定める面積を下回ることとなつた場合

イ　当該特定森林経営計画の期間　基準面積

ロ　当該特定森林経営計画の終期　当該特定森林経営計画に記載されている山林の経営の規模の目標とする面積

四　特定森林経営計画が定められている区域内における作業路網の延長が、次に掲げる時期において、それぞれ次に掲げる時期の区分に応じそれぞれ次に定める作業路網の延長を下回ることとなつた場合

イ　当該特定森林経営計画の期間　当該特定森林経営計画の始期（当該始期が当該特定森林経営計画に係る当初認定起算日又は認定起算日から起算して十年を経過する日の直前の始期である場合にあつては、当該経過する日）において整備されていた作業路網の延長

ロ　当該特定森林経営計画の終期　当該特定森林経営計画に記載されている整備を行う作業路網の延長

ハ　林業経営相続人の死亡の日の前日　基準延長

五　林業経営相続人が特定森林経営計画に係る法第七十条の六の四第二項第二号に規定する森林経営計画について引き続いて市町村長等の認定を受けなかつた場合

六　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林について伐採、造林又は作業路網の整備のいずれも行わない年があつた場合

七　特例山林の面積の合計が百ヘクタールを下回ることとなつた場合

八　前各号に掲げる場合のほか、林業経営相続人による特定森林経営計画に従つた特例山林の経営が適正かつ確実に行われていない場合として財務省令で定める場合

12　法第七十条の六の四第三項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　一の小流域（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる流域として財務省令で定めるものをいう。次号及び第十四項において同じ。）内に存する特例山林における作業路網の整備が適正に行われていない場合

二　同一の小流域内に存する特例山林の面積の合計が五ヘクタールを下回ることとなつた場合

13　法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は同項の特例山林について同条第三項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた日以後これらの号に定める日までの間に当該林業経営相続人が死亡したときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「当該通知があつた日」とあり、及び同項第二号中「農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該百分の二十を超えることとなつた譲渡等又は路網未整備等に係る通知があつた日」とあるのは、「当該林業経営相続人の死亡の日の前日」とする。

14　特例山林の一部が第十二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた特例山林が所在する小流域内に存する全ての特例山林が法第七十条の六の四第三項に規定する路網未整備等に該当するものとみなして同項及び同条第四項の規定を適用する。

15　法第七十条の六の四第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の譲渡等又は路網未整備等の直前における同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額に、当該譲渡等をした特例山林又は当該路網未整備等に該当することとなつた特例山林の金額が当該譲渡等又は路網未整備等の直前における当該特例山林の金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

16　法第七十条の六の四第九項の規定により提出する届出書には、引き続いて同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

一　林業経営相続人の氏名及び住所

二　被相続人から相続又は遺贈により特例山林の取得をした日

三　特例山林の所在地

四　当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の六の四第二項第七号に規定する経営報告基準日（以下この号及び第十八項において「経営報告基準日」という。）の属する年の前年までの各年分（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日がない場合又は同条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限までに存する場合にあつては当該相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分を除き、当該直前の経営報告基準日が当該相続税の申告書の提出期限後に存する場合にあつては当該直前の経営報告基準日の属する年の前年までの各年分を除く。）の所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得に係る収入金額

五　その他財務省令で定める事項

17　法第七十条の六の四第十四項に規定する林業経営相続人若しくは当該林業経営相続人に係る被相続人又はこれらの者（以下この項において「林業経営相続人等」という。）と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該林業経営相続人等の親族

二　当該林業経営相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　当該林業経営相続人等の使用人

四　当該林業経営相続人等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）

五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族